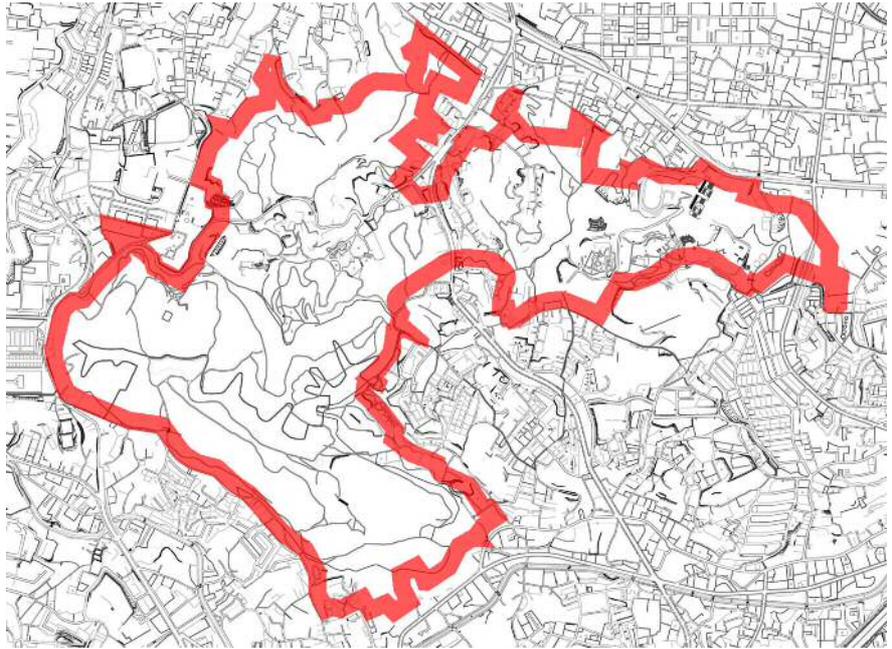
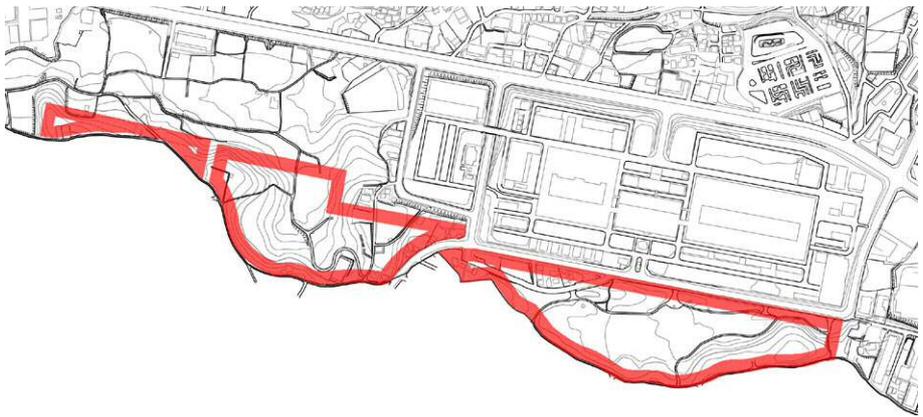


1 景観重要公園、緑地等

(1) 生田緑地

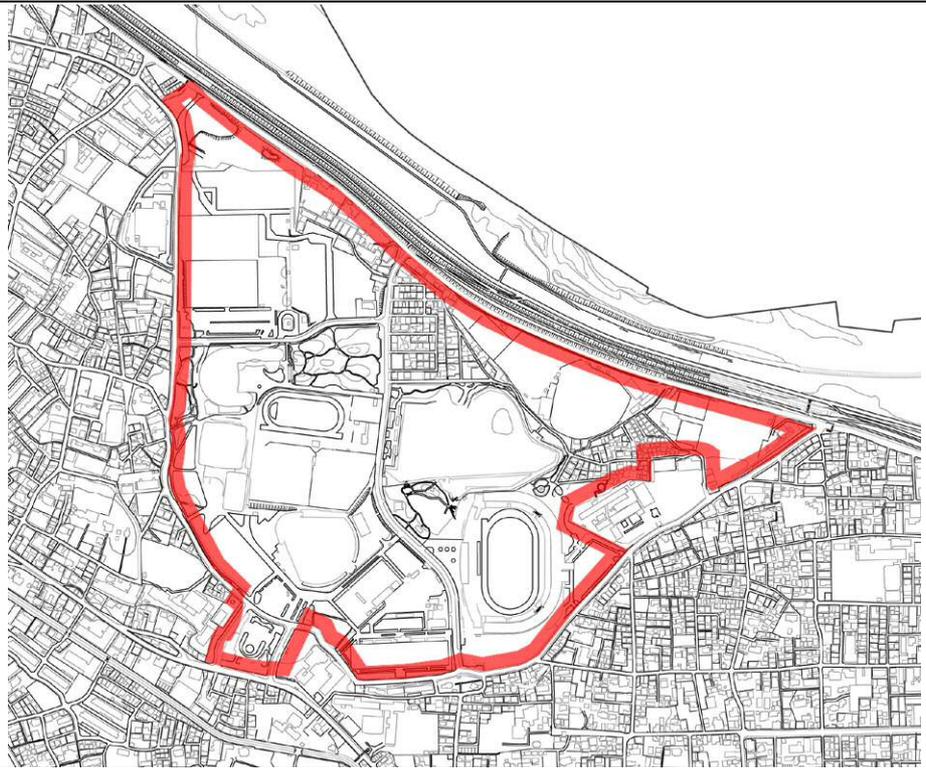
<p>概ねの位置</p>	
<p>整備等に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、にぎわいや憩いを演出するため、自然とのふれあいや親水性を意識した緑地の整備に努める。 2 うるおいと彩りを演出するため、緑の保全を行い、季節ごとに特色のある植栽を施すように努める。 3 周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置に努める。 4 回遊ルートには、周辺環境やデザインに配慮したサイン類の設置に努める。 5 緑地内に設置する施設のデザインは、生田緑地の豊かな緑との調和に配慮する。

(2) 菅生緑地

<p>概ねの位置</p>	
<p>整備等に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、適切な機能分担を踏まえた緑地の整備に努める。 2 緑地の一部について、自然に親しむことができる回遊ルートの工夫や緑地整備に努める。 3 緑地内や周辺地区に案内板を設置する場合は、周辺環境やデザインに配慮したものとする。

(3) 等々力緑地

概ねの位置



整備等に関する事項

- 1 緑、水、文化等の景観特性を活かした緑地整備に努める。
- 2 にぎわいや憩いを演出するため、多機能的な緑地整備に努める。

